

# 和光市勤労福祉センター「アクシス」 意見交換会

令和4年8月19日(金)・20日(日)  
和光市 市民環境部 産業支援課

# 和光市勤労福祉センター「アクシス」の今後の運営について

## 令和4年6月定例会におけるアクシスに係る議案等の議決結果

### ◇議案第37号和光市勤労福祉センター条例の一部を改正する条例を定めることについて【可決】

令和4年10月1日からは、以下による運営を行います。

#### [内容]

#### 1 施設の管理運営について指定管理者制度を廃止

条例に規定する指定管理者の指定等及び指定管理者による施設運営に関する規定を削除し、市が直接管理運営する方式に改めます。

※現在、指定管理者の自主事業として実施している講座・教室は廃止します。

#### 2 施設の休館日（第5条関係）

毎週月曜日と年末年始を休館日とします。

※月曜日が国民の祝日に関する法律に規定する休日に当たるときはその翌日

#### 3 施設の開館時間（第4条関係）

午前10時から午後9時までとします。

#### 4 設備の一部廃止（第3条、第10条別表関係）

アスレチックルーム、浴室、シャワー、サウナを廃止し、会議室等の貸し室機能に絞るため、アスレチックルームに関する記載及び料金を削除します。

#### 5 料金名の変更（第10条関係）

利用料金の表記を使用料に改めます。

### ◇議案第40号令和4年度埼玉県和光市一般会計補正予算（第3号）【可決】

令和4年10月1日から令和5年3月31日までの勤労福祉センター「アクシス」の運営費として議会で認められた額は、1,495万6千円です。

右側の勤労福祉センター管理運営費により運営してまいります。※議会提出資料

### ◇陳情第1号和光市勤労福祉センター「アクシス」利用継続に関する陳情【採択】

可能な限り利用者の意向をくみ取った運営となるよう努めてまいります。

		(単位：千円)
勤労福祉センター管理運営費		14,956
需用費		4,669
	消耗品費	1,009
	光熱水費	3,660
役務費		204
	通信運搬費	159
	手数料	45
委託料		9730
	施設維持管理委託料	9730
	受付管理等業務委託料	
	自家用電気工作物保安管理業務委託料	
	機械警備業務委託料	
	消防用設備保守点検業務委託料	
	建築設備定期検査報告業務委託料	
	特定建築物定期調査報告業務委託料	
	空調機保守点検業務委託料	
	貯水槽清掃業務委託料	
	簡易専用水道検査業務委託料	
	防火対象物定期点検業務委託料	
	防火設備定期検査報告業務委託料	
	自動ドア保守点検業務委託料	
	エレベーター保守点検業務委託料	
	害虫駆除業務委託料	
	発電機負荷試験業務委託料	
使用料及び賃借料		353
	事務機器等借上料	353

# 市内スポーツ活動等の情報

## 【公共施設】

勤労福祉センター以外で室内運動が出来る施設は以下のとおりです。  
各公共施設とも体育室等を使用する場合は事前に団体登録が必要です。  
講座等施設の詳細は、各施設へご確認ください。

### ○勤労青少年ホーム／新倉1-20-40/TEL465-4841

※体育室、シャワー室あり

### ○公民館

中央/中央1-7-27/464-1123・坂下/新倉3-4-18/464-5230

南/南2-3-1/463-7621

各種講座を実施

※中央公民館と南公民館に体育室、シャワー室あり 坂下公民館は講堂で軽運動のみ可能

### ○総合体育館／広沢3-1/TEL462-0107

各種講座を実施 ※アリーナ等、トレーニング機器、シャワー室あり

### ○市民プール／広沢1-5-54/TEL465-2525

水泳講座を実施

## 【市内在住60歳以上の方の公共施設（無料送迎バスあり）】

施設を利用する場合は身分証明書を持参の上、入館手続きが必要です。

### ○新倉高齢者福祉センター／新倉1-20-39/TEL465-3800

### ○高齢者福祉センター／南1-23-1/TEL452-7106

両施設とも各種講座を実施 ※浴室あり

(参考：市内民間入浴施設)

### ①浩乃湯／白子1-24-39/TEL461-3658/「成増」駅よりバス約10分[牛房(ごぼう)]

### ②極楽湯和光店／白子1-7-6/TEL451-4126/「成増」駅よりバス約10分[土支田交番前]

### ③おふろの王様和光店／広沢1-5-55/TEL260-6111/「和光市」駅徒歩12分

※②と③は、和光市駅から無料送迎バスあり。詳細は各施設へお問い合わせください。

## 【グループが活動を行う場合の講師・講座に関する情報】

グループ活動を支援する事業を行っています。

### 1. 生涯学習指導者紹介事業

学習活動に取り組もうとしているグループや個人に対して、登録指導者を紹介する事業です。スポーツ分野もあります。

豊かな専門知識、経験、技術等を持ち、これを生かす意欲のある指導者が数多く登録されており、ボランティア精神をもってこの事業を支えていただいています。

(指導者の紹介を希望する場合) 市HPからダウンロード可  
生涯学習課へ「指導者紹介依頼書」を提出します。

↓

指導者の紹介を受けた後は、指導者と謝礼を含め直接交渉した上で、受講の可否を生涯学習課へ連絡してください。

### 2. わこう市政学習おとどけ講座

生涯学習の場を提供し、市政への理解も深めていただくために、市職員・和光市生涯学習指導者が講師として講座を届けるものです。5名以上のグループでお申込みが出来ます。

上記1のお試しとして年度内1回までご利用できます。

(講座を希望する場合) 市HPからダウンロード可  
学びたい講座を選び「講座申込書」を開催希望日の30日前までに生涯学習課へ提出します。

**講師登録一覧表、講座種類や利用上のルールがありますので、必ず生涯学習課生涯学習担当又は市HPでご確認ください。**